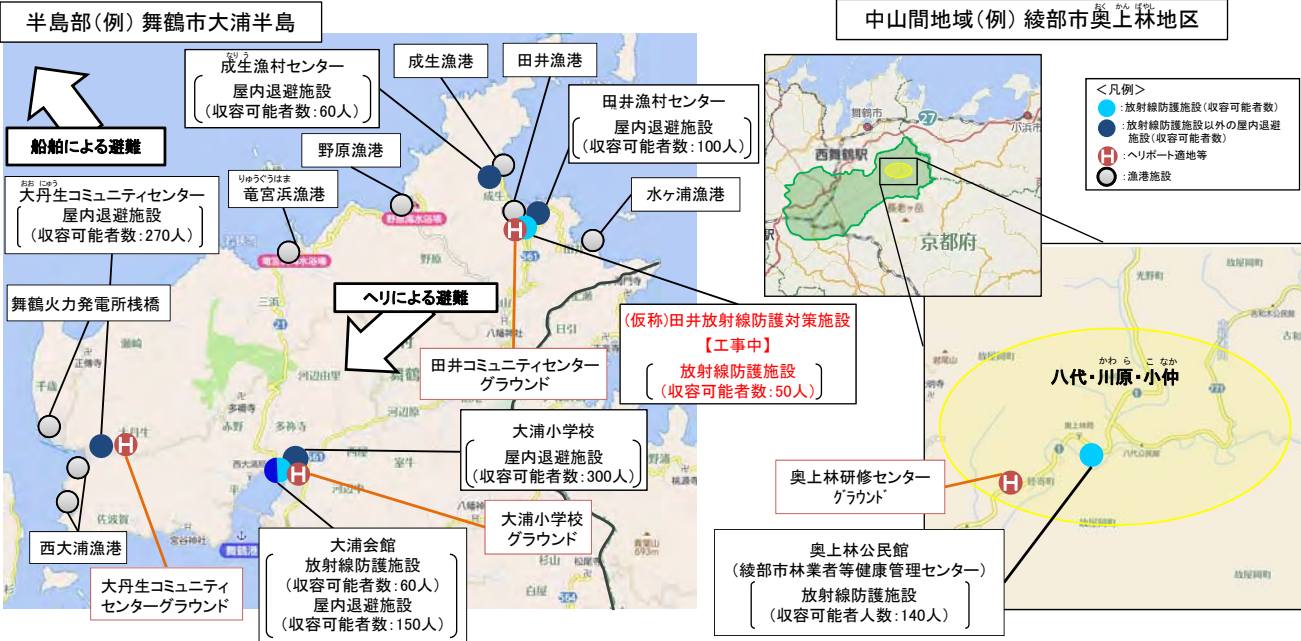


# 自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

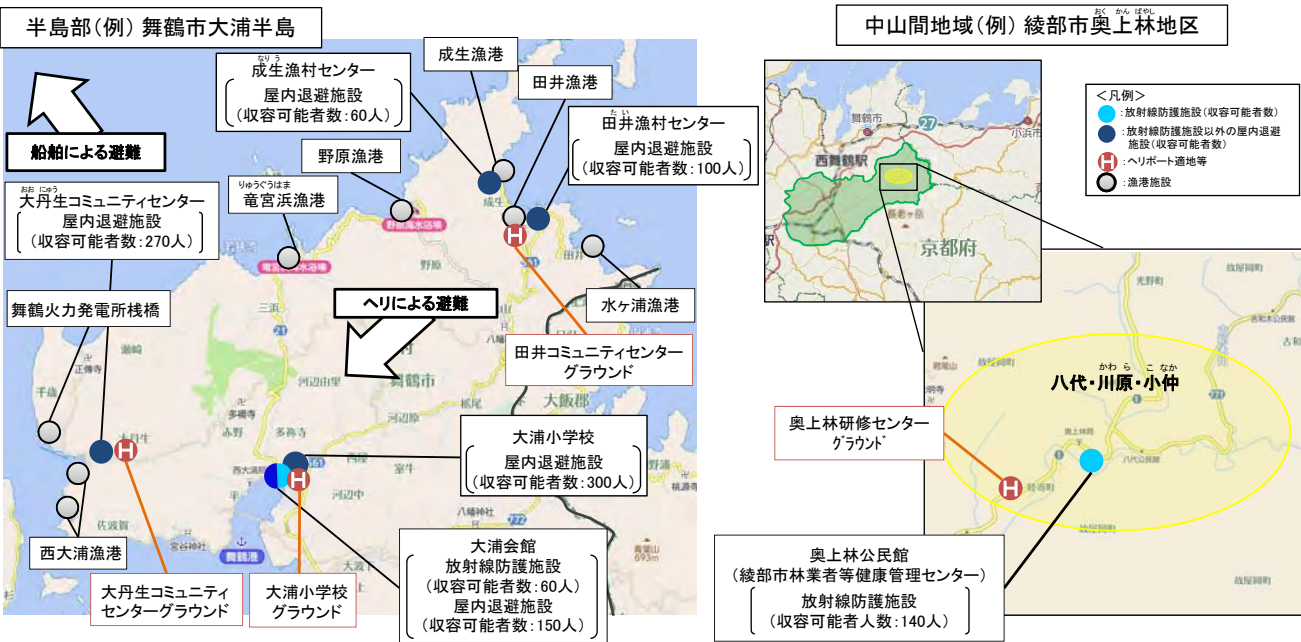
- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# 自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

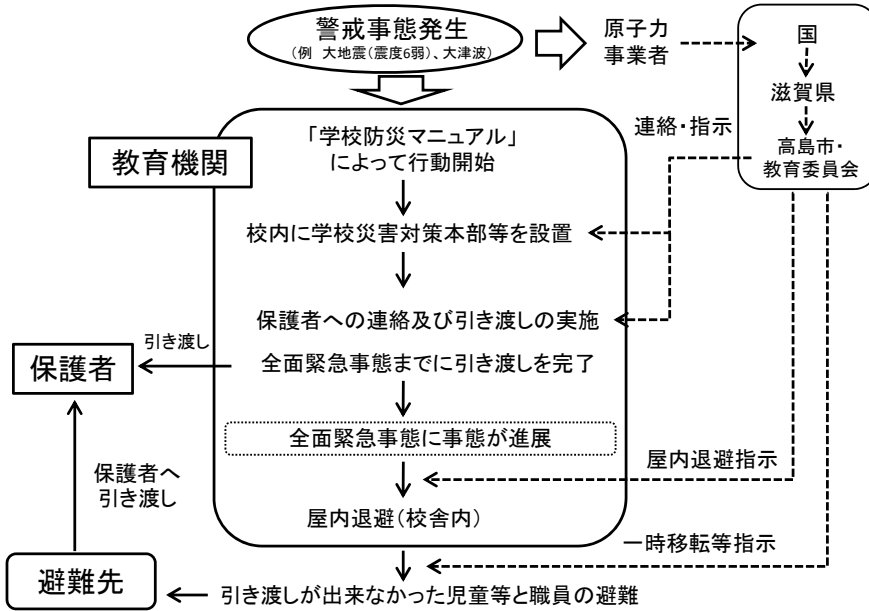
- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# 滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



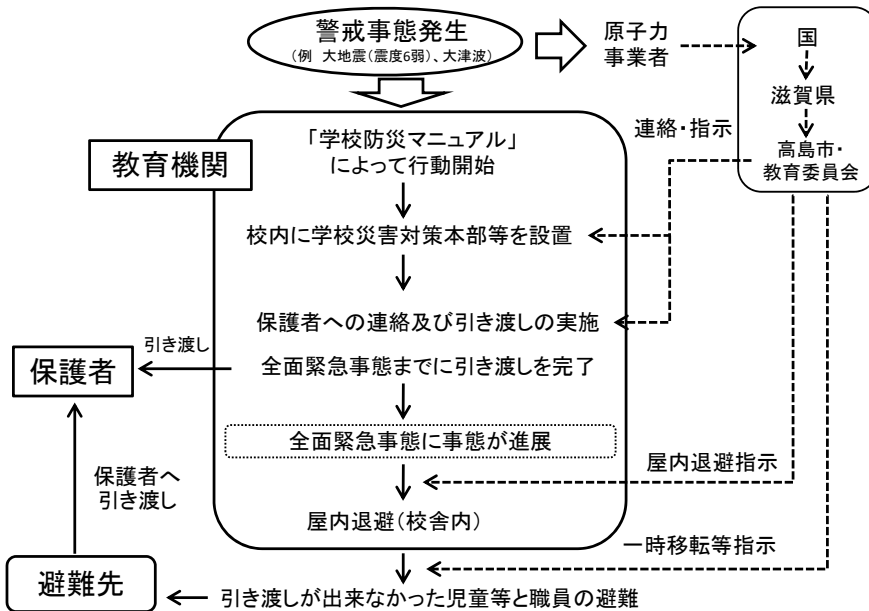
UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	4
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	4

平成31年4月1日時点

# 滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	3

平成29年3月28日時点

滋賀県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(3施設390人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	1	30
	救護施設	2	360
合計		3	390

< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
23	913
3	360
26	1,273

➡  
障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※平成31年4月1日時点

滋賀県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
合計		4	394

< UPZ外 >

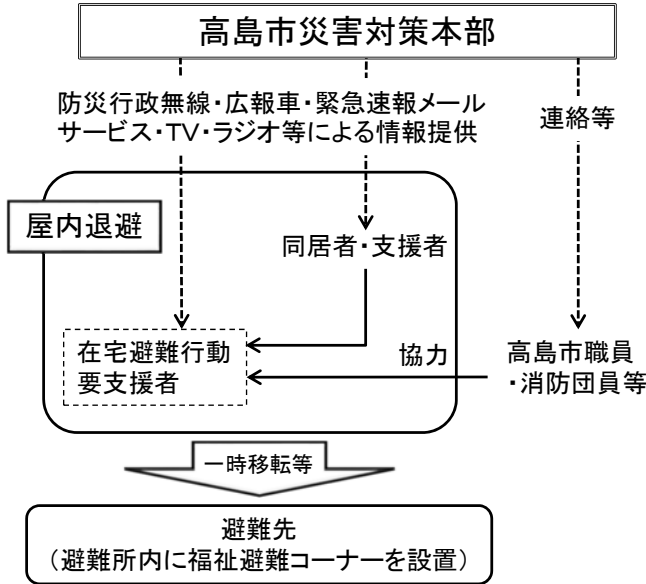
避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
23	949
3	360
26	1309

➡  
障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※平成29年4月1日時点

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



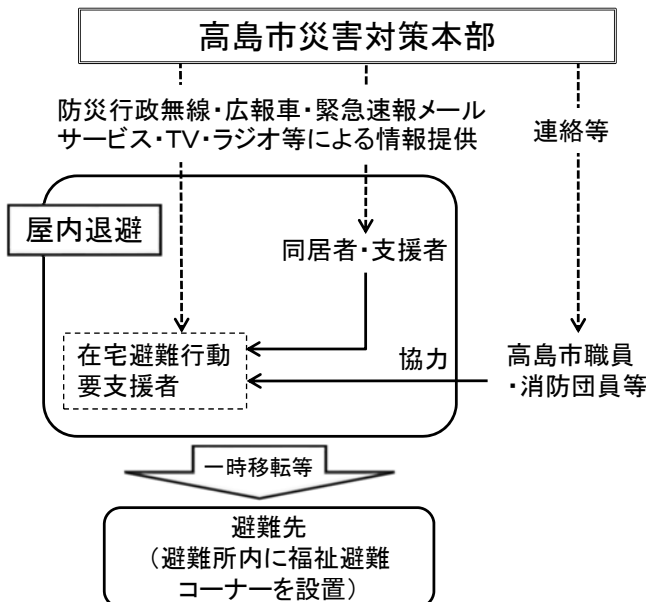
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数 (暫定値)

市町	UPZ内(人)
高島市	49(49)

※1 ( )内は支援者有り  
 ※2 平成31年4月現在

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



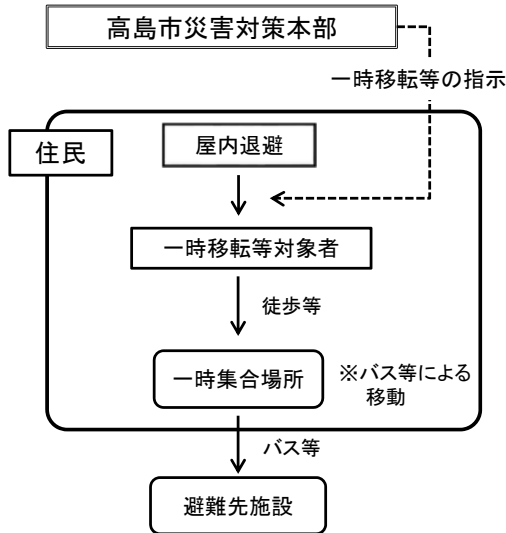
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数 (暫定値)

市町	UPZ内(人)
高島市	48(36)

※1 ( )内は支援者有り  
 ※2 平成29年4月現在

## 滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



### <UPZ内市町の避難先>

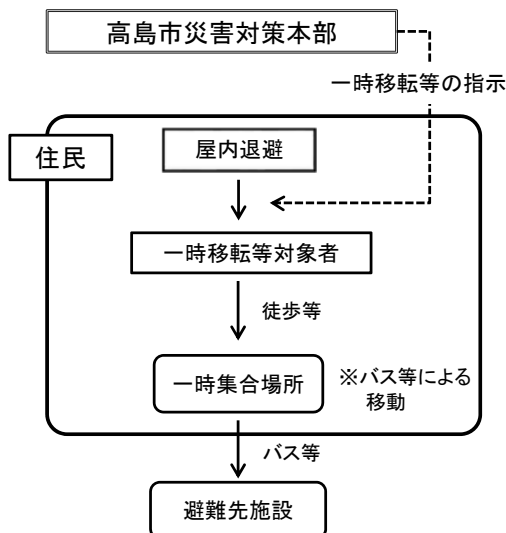
地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (497人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 (合計:497人)

※平成31年4月1日時点

## 滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



### <UPZ内市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (537人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 (合計:537人)

※平成29年4月1日時点

# 高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

**【高島市内の避難経路】**  
 <今津地域>  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校  
 <朽木地域>  
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→グリーンパーク想いの森、朽木中学校

**【広域避難経路(県外)】**  
 <今津地域>  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市  
 <朽木地域>  
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市

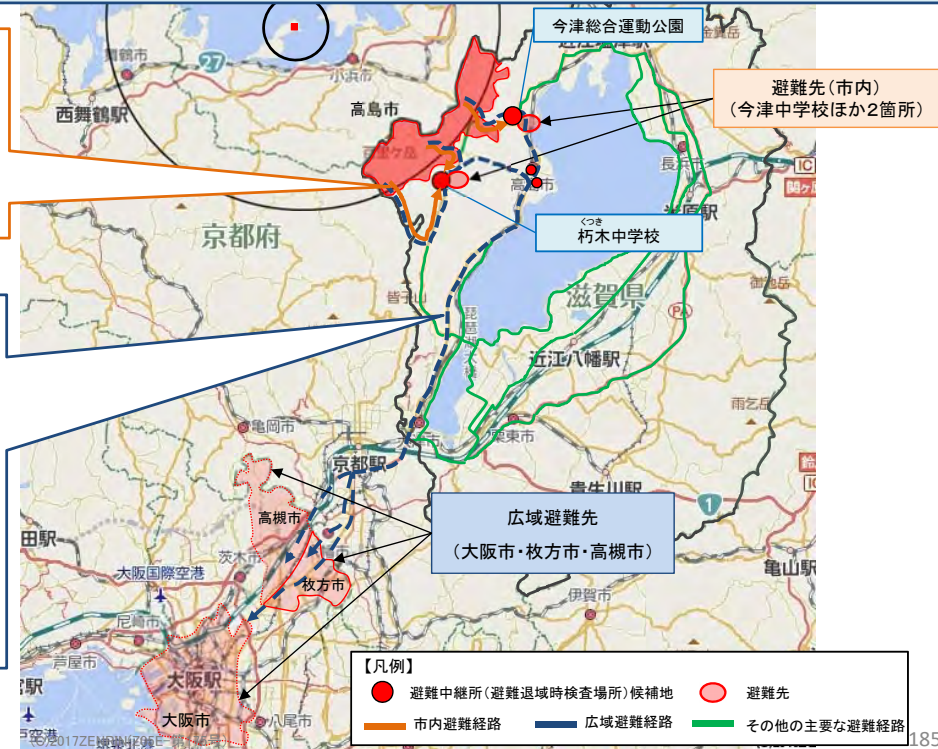


# 高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

**【高島市内の避難経路】**  
 <今津地域>  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校  
 <朽木地域>  
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→グリーンパーク想いの森、朽木中学校

**【広域避難経路(県外)】**  
 <今津地域>  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市  
 <朽木地域>  
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市



# 自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# 自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

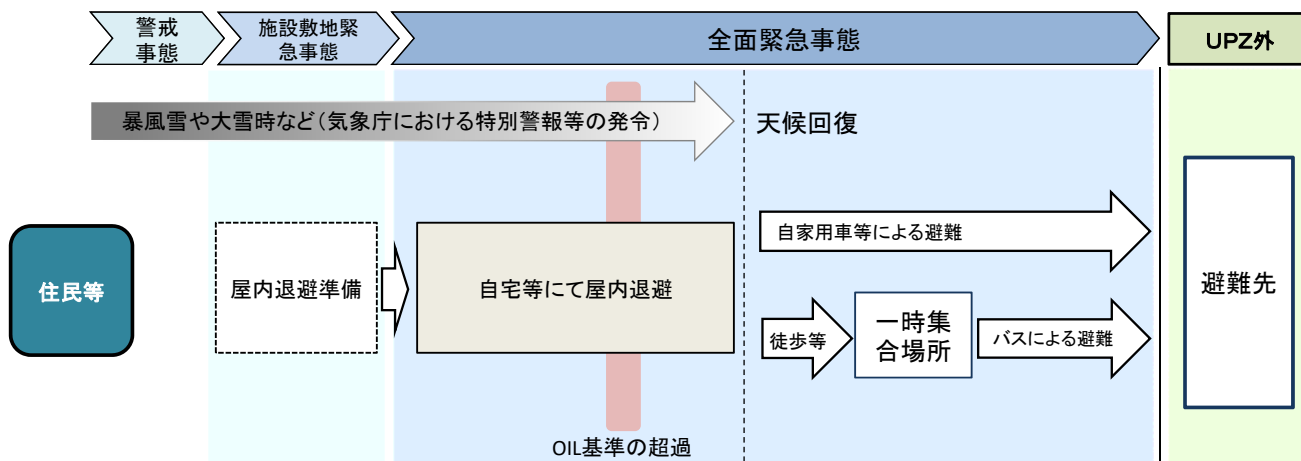


※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

## 暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

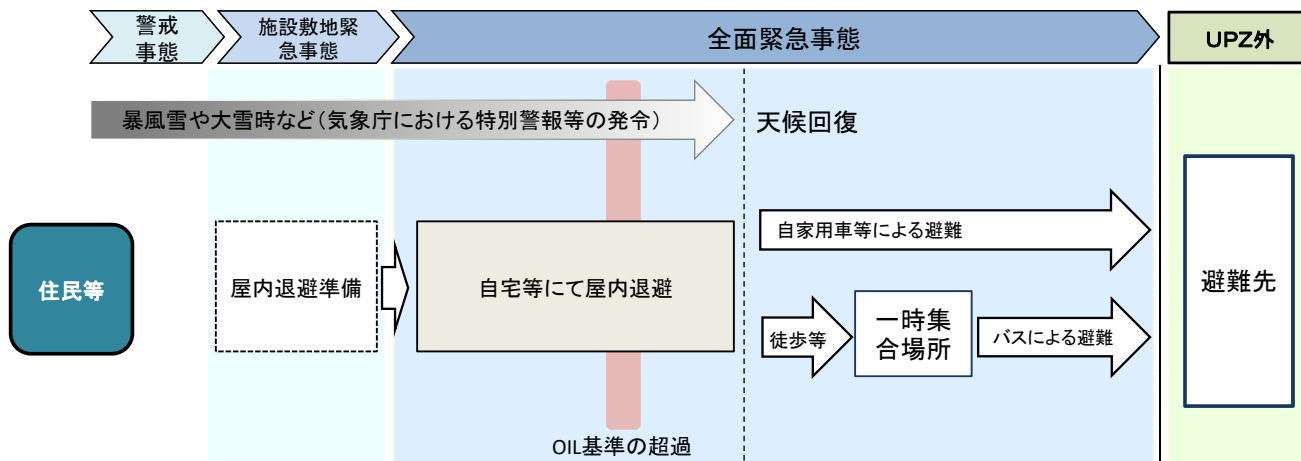
<全面緊急事態で天候が回復した場合>



## 暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合>

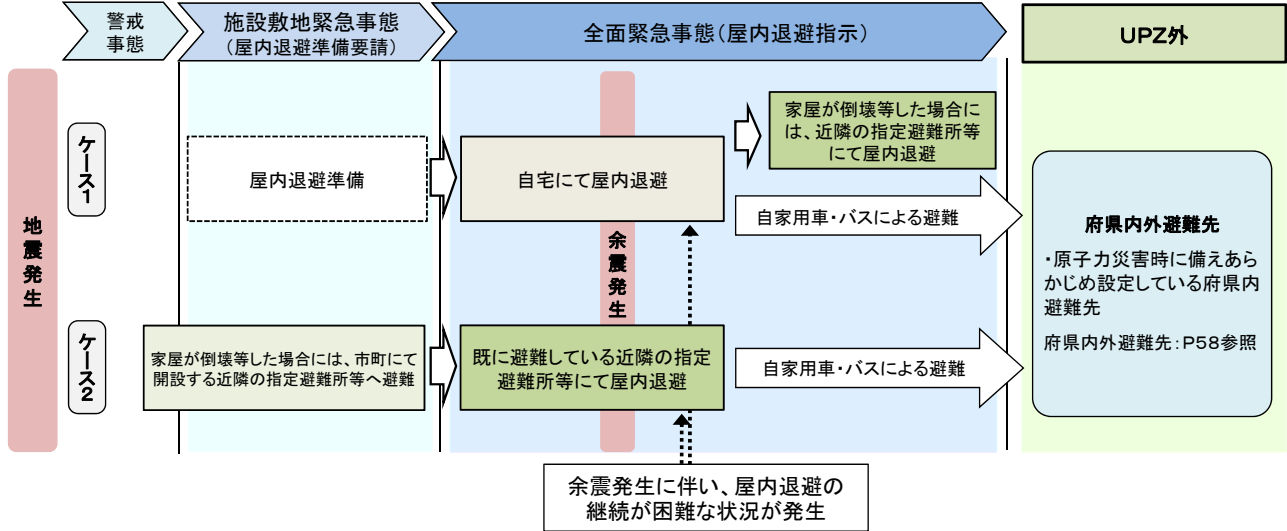




自然災害等（地震※1）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- ▶ 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



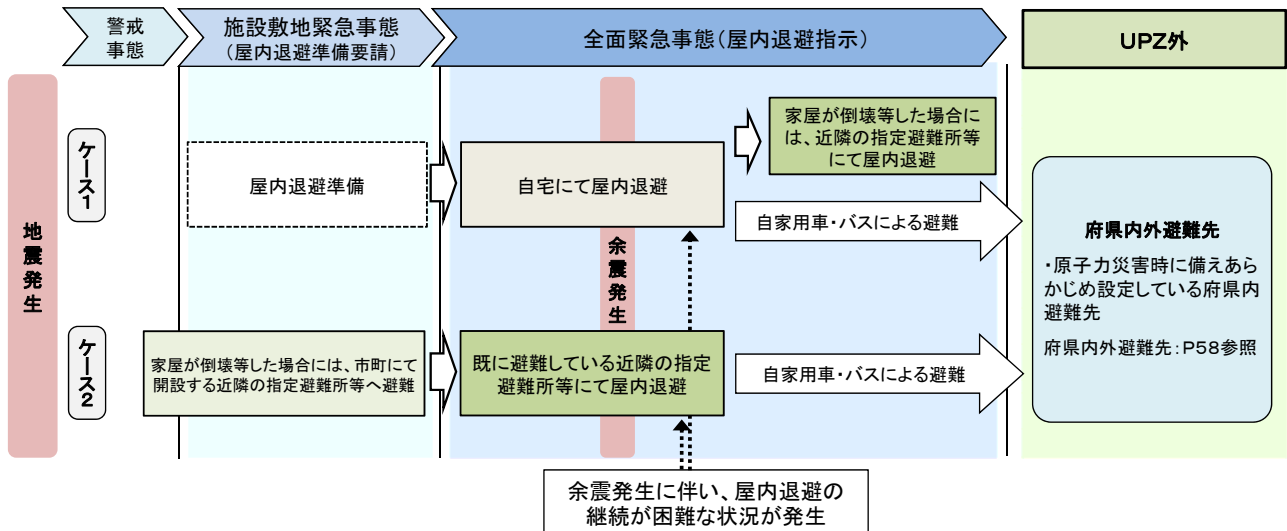
※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

自然災害等（地震※1）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- ▶ 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が45台、ストレッチャー車両が42台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（849台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	264台	156台	
医療機関	87台	259台	
社会福祉施設	267台	162台	
合計	618台※1	577台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	45台	42台	・ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	849台(平成31年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施<sup>192</sup>

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が39台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（800台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	260台	175台	
医療機関	173台	253台	
社会福祉施設	350台	105台	
合計	783台※1	533台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	56台	39台	・ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台(平成29年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が**48台**、ストレッチャー車両が**25台**に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、**105台**と81台（**150台**※<sup>1</sup>）であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（**6,158台**）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	128台	25台	
医療機関	192台	237台	
社会福祉施設	350台	90台	
合計	670台※ <sup>2</sup>	352台※ <sup>3</sup>	※2 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送することを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	49台	25台	・ピストン輸送（14往復）を想定

府内の福祉車両保有数※ <sup>4</sup>	105台	81台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,158台（平成31年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は150台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施<sup>194</sup>

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が47台、ストレッチャー車両が40台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、115台と81台（148台※<sup>1</sup>）であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（6,047台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	204台	44台	
医療機関	192台	362台	
社会福祉施設	261台	144台	
合計	657台※ <sup>2</sup>	550台※ <sup>3</sup>	※2 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送することを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	47台	40台	・ピストン輸送（14往復）を想定

府内の福祉車両保有数※ <sup>4</sup>	115台	81台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,047台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は148台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が**2台**、ストレッチャー車両が**0台**に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、**257台と25台**であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（**1,096台**）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	5台	0台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	22台	0台	
合計	27台※1	0台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	2台	0台	・ピストン輸送（14往復）を想定

県内の福祉車両保有数	257台	25台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,096台（令和元年7月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施 196

## UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,148台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台※1	1台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	3台	1台	・ピストン輸送（14往復）を想定

県内の福祉車両保有数	228台	20台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,148台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

## UPZ内市町の一時的移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**3,559人**、必要車両数**82台**に対して、福井県内バス会社の保有車両数は**907台**と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP102参照）。

		合計	ちよう おおい町	おぼまし 小浜市	高浜町	わかさちよう 若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	71,127	7,507	29,004	10,429	14,728	9,459	H31.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,559	376	1,451	522	737	473	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 <sup>※1</sup>
必要車両台数 <sup>※2</sup>		82	9	33	12	17	11	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	<b>907</b> (平成31年4月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	<b>14,762</b>	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。  
 ※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、**関係自治体の要請により**実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が**必要に応じ支援を実施** 198

## UPZ内市町の一時的移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**3,645人**、必要車両数**83台**に対して、福井県内バス会社の保有車両数は**878台**と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	ちよう おおい町	おぼまし 小浜市	高浜町	わかさちよう 若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	72,864	7,552	29,655	10,570	15,313	9,774	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,645	378	1,483	529	766	489	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 <sup>※1</sup>
必要車両台数 <sup>※2</sup>		83	9	33	12	18	11	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	<b>878</b> (平成28年12月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	<b>13,165</b>	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。  
 ※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、**実動組織**（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請 199

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**61,973人**、必要車両数**1,379台**に対して、京都府内バス会社の保有車両数は**2,350台**と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP102参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちやう 京丹波町	京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	82,628	77,374	1,490	3,214	258	292	H31.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	61,973	58,031	1,118	2,411	194	219	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ <sup>1</sup>
必要車両台数		1,379	1,290	25	54	5	5	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	<b>2,350</b> (平成30年12月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	<b>14,762</b>	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※<sup>1</sup> 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

200

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**84,885人**、必要車両数**1,417台**に対して、京都府内バス会社の保有車両数は**2,298台**と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちやう 京丹波町	京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	84,885	79,354	1,600	3,352	278	301	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	63,665	59,516	1,200	2,514	209	226	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ <sup>1</sup>
必要車両台数		1,417	1,323	27	56	5	6	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	<b>2,298</b> (平成28年3月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	<b>13,165</b>	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※<sup>1</sup> 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

201

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**497人**、必要車両数**30台**に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は**438台**であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP101 参照）。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	497	H31.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	497	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		30	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	438 (平成31年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,762	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

202

## UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**537人**、必要車両数**32台**に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は**505台**であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98 参照）。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	537	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	537	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		32	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	505 (平成29年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により上述の輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

203